

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和8年4月27日

鹿児島県知事 塩田 康一

1. 業務概要

- 1) 業務名：「砂防メンテナンス計画等策定業務委託(R7 補正-1 工区)」
- 2) 業務内容： 令和3年7月の世界自然遺産登録時に世界遺産委員会から発出された河川再生に係る要請事項を踏まえ、関係行政機関における河川再生タスクフォースが科学委員会の下に設置された。
そこで、令和4年度に鹿児島県において、「奄美大島世界自然遺産における河川再生に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）」を開催し、河川再生戦略に基づき、奄美大島における河川工作物による遺産価値への影響評価を行い、影響の軽減策を今後検討するモデルとなる河川及び河川工作物として奄美市住用の川内川の砂防堰堤2基が選定されたところである。
このため、本業務では、当該砂防堰堤2基が現在果たしている防災機能（河川縦断勾配の緩和、堆積土砂の流出抑制）を確保した上で、可能な限り、次の事項に対応するためのシミュレーション及び施工計画等を策定することを目的とする。
 - 工事施工中の環境（魚類、溪流植物等の生息・生育環境）への悪影響を回避・低減する。
 - 魚道の設置や堰堤のスリット化等により連続性の回復や動植物の生息・生育環境の改善を図り、遺産価値への影響を軽減する。
 - 周辺環境になじむよう、景観について検討する。
- 3) 業務範囲：奄美市住用町川内地内とする。
- 4) 履行期間：契約締結の翌日から令和9年3月25日（木）まで（予定）
- 5) 本業務は、競争性確保のための公募型プロポーザルで行う業務である。
- 6) 本業務は、参加表明書等の提出は持参、郵送又は電子メールで行う。（着信確認を行うこと）

2. 参加資格

技術提案書の提出は、1) に掲げる資格を満たす単体企業であること。

1) 単体企業

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8年度鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者登録を有している者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格の認定を受け、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

1) 同種又は類似業務の実績

同種業務：砂防堰堤のスリット化に伴う土砂移動シミュレーションを実施した環境保全対策に係る検討業務

類似業務：砂防堰堤の設計にあたり土砂移動シミュレーションを実施した業務

4. 技術提案書を特定するための評価基準

1) 技術職員の経験及び能力

配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、手持ち業務の状況等

2) 評価テーマに対する技術提案

評価テーマに対する適格性・実現性及び独創性、ヒアリングを通じた専門技術力の評価等

5. 手続等

1) 担当部局

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県 土木部 砂防課

電話 099-286-3618 (直通)

E-mail esc@pref.kagoshima.lg.jp

2) 要請書(説明書)の交付期間、場所及び方法

鹿児島県ホームページよりダウンロードする。

交付期間は[令和8年4月27日\(月\)8時30分から令和8年5月14日\(木\)17時まで](#)とする。

3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

①提出期間：[令和8年5月14日\(木\)17時まで](#)

②提出場所：上記5. 1)に同じ

③提出方法：持参、郵送又は電子メール(着信確認をすること)による。
なお、電子メールの容量は5MB以内とすること。

4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

①提出期間：[令和8年6月5日\(金\)17時まで](#)

②提出場所：上記5. 1)に同じ

③提出方法：持参、郵送は電子メール(着信確認をすること)による。
なお、電子メールの容量は5MB以内とすること。

6. その他

1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

2) 契約保証金：契約金額の1/10以上の額

3) 契約書作成の要否：要

4) 関連情報を入手するための照会窓口：5. 1)に同じ。

5) 2. 1) ②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者も5. 3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定及び支店等営業所の登録を受けていなければならない。

6) 詳細は要請書による。